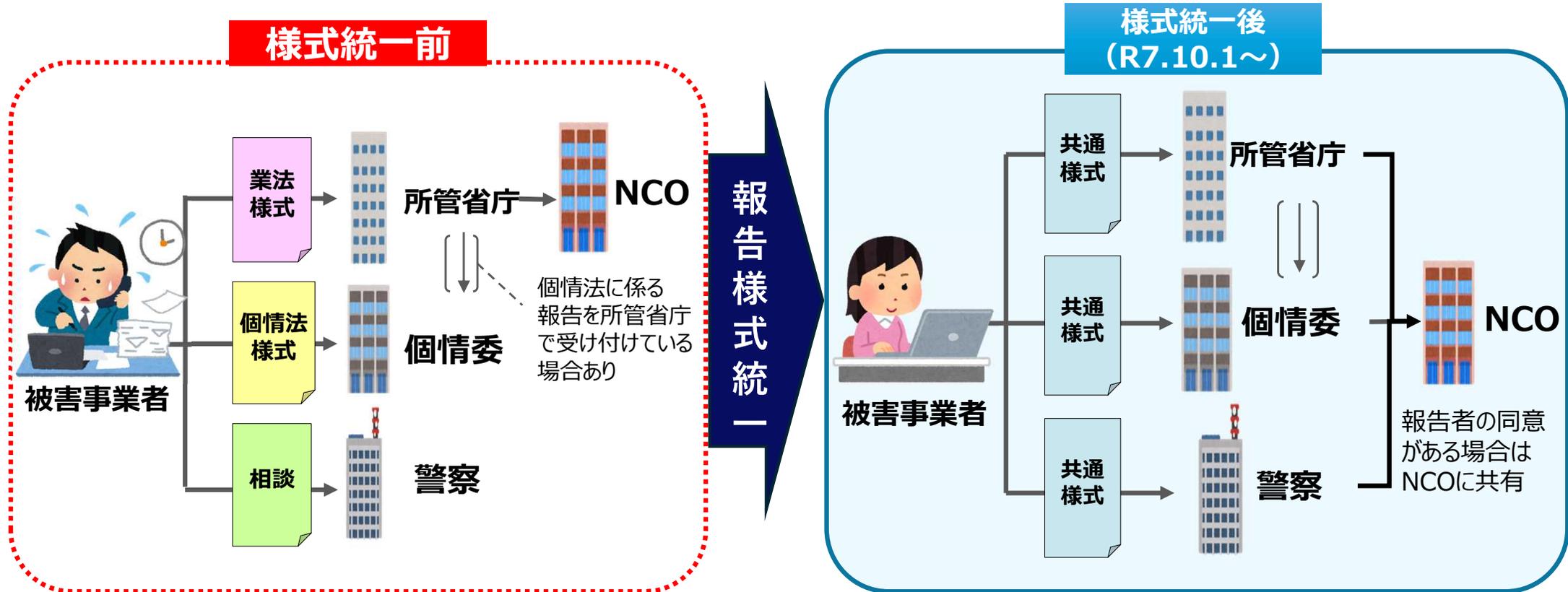


サイバー攻撃時の報告様式の統一について（DDoS攻撃、ランサムウェア事案）

サイバー攻撃の被害組織の初動対応段階における負担軽減のため、特に件数の多いDDoS攻撃・ランサムウェア事案について、政府関係機関申し合わせにより関係政府機関に対する報告様式を統一します。これにより、共通様式を用いて、官公署への報告を行うことが可能となります。（令和7年10月1日～）



今後の進め方

サイバー対処能力強化法に基づく報告義務施行※に併せて、共通様式により報告が行われる場合の窓口を一元化しようとする必要の調整を進めます。
※公布の日（R7.5.23）から起算して1年6月を超えない範囲内で政令で定める日